

おむつ、飲料、軽食及びアイスクリーム等 自動販売機設置業者募集要領

令和7年4月

堺市

公募物件一覧

申込番号	施設名	所在地	設置台数
		設置場所	
1	中区役所	堺市中区深井沢町2470番7	1台 (おむつ及び飲料等)
		地下1階エレベーターホール(屋内)	
2	中区役所	堺市中区深井沢町2470番7	1台 (軽食)
		地下1階エレベーターホール(屋内)	
3	中区役所	堺市中区深井沢町2470番7	1台 (アイスクリーム類及び氷菓)
		庁舎東玄関前(屋外)	

※応募件数に制限はありません。

※仕様書及び施設別仕様書は、15ページ以降に記載しています。

1 目的

この要領は、中区役所において、主に来庁者及び職員が利用するおむつ、飲料、軽食及びアイスクリーム等自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）の設置業者を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項 目	期限、期間等
設置場所の状況確認	各自、中区役所企画総務課に事前連絡のうえ、行ってください。
質問の受付	令和7年4月15日（火）まで
質問に対する回答	令和7年4月18日（金）本市ホームページに掲載
応募の受付	令和7年4月21日（月）から4月28日（月）まで
貸付料提案書の開封	令和7年5月2日（金）開封時間は後記
落札者の決定	令和7年5月中旬
契約の締結	令和7年5月19日（月）まで
貸付料の納入	令和7年5月30日（金）まで
貸付の開始	令和7年6月1日（日）から

※上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除きます。

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

3 設置業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置業者に対し管理施設の一部を賃貸借契約（以下「貸付」といいます。）により貸し付ける方法とします。

4 貸付の期間

貸付の期間は、**令和7年6月1日から令和10年3月31日（申込番号3のみ令和8年3月31日）まで**とし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。なお、本市との協議により、貸付の期間満了後も最長令和12年3月31日まで引き続き物件の借り受けが認められる場合があります。設置業者は、貸付の期間満了の6か月前までに本市と協議を行ってください。

5 応募者の資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができます。

ア **応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者**で、その間、健全な経営を行っている者

イ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ 本市が課税する市税を滞納している者

※本市が課している市税には、個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）若しくは堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」といいます。）に該当すると認められる者

オ 本市入札事務に関して資格停止となっている者

6 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和7年4月21日（月）から 令和7年4月28日（月）まで	午前9時00分から 午後5時30分まで

(2) 受付場所

堺市中区深井沢町2470番地7

中区役所3階 企画総務課 総務係

(3) 提出方法

応募希望者は、実印又は使用印鑑届印（使用印鑑届を提出している業者は使用印鑑届印）で押印した応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入し、直接持参していただくか、郵送にて提出してください。ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

なお、郵送で提出される場合は令和7年4月28日（月）までに必着となります。

(4) 応募書類

個人	法人	登録事業者 ※1	●印がついた書類が必要です。(個人：全9種類、法人：全10種類、登録事業者：全6種類) 個人、法人は実印、登録事業者は本市に登録している使用印鑑届印を使用してください。			
			提出書類			
No.	書類名	提出部数	注意事項			
●	●	●	①	応募申込書	1部	・日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。
●	●		②	堺市税納付状況確認同意書	1部	・市外在住の方も必要です。 ・日付は、①応募申込書と同じ日を記入してください。
●		●	③	誓約書(個人用)	1部	・日付は、①応募申込書と同じ日を記入してください。
	●	●	④	誓約書(法人用)	1部	・日付は、①応募申込書と同じ日を記入してください。 ・住所欄には、役員等の住民登録地を記入してください。
●			⑤	印鑑登録証明書	1部	・書類提出時点で発行後、3か月以内の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。
	●		⑥	登記事項証明書 履歴(現在)事項全部証明書	1部	
	●		⑦	印鑑証明書	1部	
●			⑧	税務署発行の納税証明書(その3の2)	1部	・書類提出時点で発行後、 <u>1か月以内</u> の原本に限ります。 ・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書が必要です。
	●		⑨	税務署発行の納税証明書(その3の3)	1部	
●	●	●	⑩	事業者概要	1部	・会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。(補記可)
●	●	●	⑪	自動販売機設置実績報告書	1部	・応募日から過去2年間における実績を記入してください。
●	●	●	⑫	設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ	応募する 申込番号 ごとに 1部	・外形寸法、諸機能等が確認できるものを提出してください。
●	●	●	⑬	貸付料提案書		・封筒に入れた後、全ての継目部分に割印してください。

※1 登録事業者は、本市調達課の名簿登録をしている事業者をいいます。

登録事業者は、②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は不要となります。なお、登録事業者の登録内容と申込み内容が異なる(代表取締役の名称が異なる等の)場合は、全ての応募書類が必要となりますので、ご注意ください。

※2 上記応募書類のうち、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は必ず原本をご提出ください。原本還付を希望される場合は申し出てください。原本は、発行日を確認のうえ、複写後に返却します。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 留意事項

ア 書き誤った場合、新しい用紙に記入するか、必ず実印により訂正印を押印してください。

イ 落札後の賃貸借契約は、①応募申込書に記載された名義で行います。応募者が法人であって、⑦登記事項証明書に複数の代表者又は支配人が記載されているときは、本入札に係わる権限を有する者を応募者欄に記入してください。

ウ ②堺市税納付状況確認同意書は、応募受付終了日である令和7年4月28日（月）以前に納期がある本市が課税する市税の納付状況を確認します。応募希望者は、納付漏れがないか、あらかじめ確認しておいてください。

エ ④誓約書（法人用）の住所欄に記入する役員等の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ ③誓約書（個人用）又は④誓約書（法人用）の提出後（契約締結に至った場合は、貸付の期間中を含む）、記入内容に変更が生じた場合は、当該誓約書を再度提出してください。

カ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「G-1 納税証明書の交付請求手続」

キ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可）
なお、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、応募者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

ク 提案する貸付料が最低貸付料（年額）に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なるものは、貸付料の提案を無効とします。

ケ 応募手続き受付後の取下げは、行うことができません。

コ 提出された応募書類の返却は、行いません。

サ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(7) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、落札者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。但し、応募者の資格確認のため、警察当局への照会には使用します。

(8) 質問の受付及び募集要領の修正

募集に関する質問を令和7年4月15日（火）午後5時30分まで受け付けますので、質問のある方は、10ページの質問票を使用又は参照し、ファックス又は電子メールで送信してください。郵送（期限必着）又は直接持参による方法でも結構です。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。**回答は、全ての内容を令和7年4月18日（金）に本市のホームページに掲載します。**また、募集要領の修正がある場合も同時に掲載します。なお、この回答又は修正をもって、本要領の補完、追加とします。

7 落札者の決定に至るまで

(1) 選定方法等

ア 提出された応募書類の審査を行います。

イ **選定方法は、本市が定める最低貸付料（年額）以上、かつ応募者が提案した貸付料の高い順に設置予定者の順位を決定します。**

ウ 設置予定者の順位を決定するにあたり、同額の提案貸付料があるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開封に関する権限を委任された者によるくじ引きを行います。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

エ **設置予定者の順位決定後、本市において上位3位までの資格審査を行います。その結果に基づき、資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、落札者に決定し、その旨を通知します。しかし、登録事業者が最高の貸付料を提案した場合は、事前に資格審査を行っているため即座に落札者として決定されます。**

オ 落札者は、本市と貸付契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。

(2) 落札者の選定通知及び公表

落札者の決定は、令和7年5月中旬の予定です。

選定結果は、落札者に通知します。選定されなかった方には、通知しませんので本市のホームページをご覧ください。ホームページには、貸付料提案書の開封の約4週間後、落札者の商号又は名称（氏名）及び決定した貸付料を公表します。

8 貸付料提案書の開封

(1) 開封日時

開 封 日	開 封 時 間	
令和7年5月2日（金）	申込番号1	午後1時30分
	申込番号2	午後2時00分
	申込番号3	午後2時30分

(2) 開封場所

堺市中区深井沢町2470番地7

中区役所3階 302会議室

(3) 開封への参加

ア 応募者（代理人を含む。）の開封場所への入室は、**1者1名**とします。入室にあたっては、応募申込書のコピーを受付で提示してください。また、**代理人が開封に参加される場合は、必ず応募者からの委任状を受付に提示してください。**なお、開封への参加の有無は、設置予定者の決定に一切影響しません。

イ 応募者以外は、開封場所への立入りはできません。

ウ 応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

(4) 開封結果の公表内容

開封結果は、設置予定者の受付番号、商号又は名称（氏名）と提案貸付料を公表します。

(5) 設置予定者第1位が不参加の場合

設置予定者第1位の応募者が開封に参加していないときは、開封の当日に通知します。

9 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 落札者に決定した者には、落札者決定通知書を交付します。

イ 入札で最高の貸付料を提案した事業者は、提案書開封後、令和7年5月19日(月)までに下記の書類を中区役所企画総務課に提出してください。

(ア) 自動販売機の外寸図及び位置図

(イ) 容器等回収ボックスの外寸図及び位置図(申込番号2を除く。)

(ウ) 容器等のリサイクル方法(形式は問いません。)(申込番号2を除く。)

※自社処理・委託の別(委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。)

※リサイクル工程(収集運搬、処分の方法がわかるもの)

ウ **後日、公有財産賃貸借契約書2部を交付しますので、「乙」欄に記名押印し、令和7年5月19日(月)までに中区役所企画総務課に提出してください。**(印紙税については下記(4)参照)

エ 「乙」欄に記名押印された公有財産賃貸借契約書の提出を受けた後、「甲」欄に押印した契約書及び貸付料の納入通知書を交付します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名義で行います。

(4) 印紙税の取扱い

申込番号3の賃貸借契約書には印紙税がかかりますので、2部のうち1部の余白に200円の収入印紙を貼付し消印してください。(申込番号1及び2は自動販売機の設置場所が建物内であるため、印紙税はかかりませんので、収入印紙の貼付は必要ありません。)

10 貸付料

(1) 年額貸付料は、事業者となった者が提案した貸付料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。〔但し、初年度分は貸付日数を304日とし、365日(閏年も同じ。)で除した割合で日割計算した額(円未満は切り捨てます。)とします。〕**年額貸付料(初年度分は日割計算した額)は、本市が発行する納入通知書により、その指定する納入期限〔初年度分は令和7年5月30日(金)〕までに全額納入してください。**

(2) 税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、変動後の税率により計算します。

(3) 既納の貸付料は還付しません。但し、本市において当該施設を公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合(下記14参照)は、既納の貸付料は還付されません。

11 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消し、違約金を徴収します。

- (1) 指定する期日（令和7年5月19日(月)）までに契約締結の手続きを行わなかったとき
- (2) 落札者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、落札者として相応しくないと本市が判断したとき

12 落札者が設置を辞退した場合

落札者が契約締結の手続きを行わない又は落札者が自動販売機の設置を辞退した場合に、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の落札者の次に高い貸付料を提案した者を応募資格の審査のうえ、契約相手方と決定することができるものとします。この場合の貸付料は落札者が公募手続きで提案していた額とします。

なお、年度途中における設置については、当該年度末までの貸付日数を365日（閏年も同じ。）で除した割合で日割計算した額（円未満は切り捨てます。）とします。

13 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、本市において貸付対象部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者として相応しくないと本市が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 貸付料を3ヶ月以上滞納したとき
- (7) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

14 自己の事情による自動販売機の撤去

設置業者は、自らの事情に起因して貸付の期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の5ヶ月前までに本市に書面で協議を申し出てください。但し、**申出期間は毎年4月1日から10月31日までとします**。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします（年度をまたがったの撤去はできません。）。**なお、既納の貸付料は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次回の公募に応募できません。**

15 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、中区役所企画総務課が実施する自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 落札者が、指定する期日（令和7年5月19日(月)）までに契約締結の手続きを行なわなかったとき
- (2) 本市において、契約を解除されたとき（但し、上記13(1)及び14による解除は除く。）

16 情報公開

本公募手続き及び契約締結の手続きにおける透明性を確保するため、堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第6条第1項に基づく公開請求があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- (1) 応募者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料
- (2) 設置業者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料
- (3) 応募資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

公有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 堺市（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

物件の表示	区分	貸付面積	摘要
中区役所 堺市中区深井沢町2470番7	土地・建物	m ²	うち回収ボックス の面積 m ²

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件をおむつ及び飲料等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供してはならない。

3 乙は、当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

（貸付期間）

第4条 本契約の期間は、令和7年6月1日から令和10年3月31日までとする。

2 乙は貸付期間満了後、引き続き当該物件を借り受けようとするときは、貸付期間満了の6か月前までに甲と協議するものとする。甲が貸付の更新を行って支障がないと認めたときは、1回に限り契約を甲と締結することができる。

（貸付料）

第5条 当該物件の貸付料は、年額金 円とする。但し、初年度分（令和7年6月1日から令和8年3月31日まで。）に係る貸付料は、金 円とする。

2 甲は、物価の変動又は法令若しくは条例等の改廃その他の事情の変更により貸付料が不相当になったときは、前項に定める貸付料を改定することができる。

3 乙は、前項の改定により貸付料に差額が生じた場合は、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

4 第1項の貸付料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金 円（初年度分は、金 円）を含むものとする。

（貸付料の納入方法及び期限）

第6条 乙は、前条の貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入しなければならない。

（遅延利息）

第7条 乙は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に納入しなければならない。

（仕様書の遵守）

第8条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第10条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特に承認を受けたときは、この限りではない。

（物件保全義務）

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。
2 乙は、当該物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合は、乙にその費用を求償することができる。

（実地調査等）

第12条 甲は次の各号に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第3条に定める使用目的等に関して、甲が必要と認めるとき
- (2) 第5条に定める貸付料の納付がないとき
- (3) 第9条又は第11条に定める義務に違反したとき
- (4) 第10条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (5) その他甲が必要と認めるとき

（違約金）

第13条 乙は、第3条、第9条、第10条及び第12条に規定する義務に違反したときは、第5条第1項の貸付料の3か月分に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (3) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置業者としてふさわしくないときと甲が判断したとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (5) 乙が貸付料を3ヶ月以上滞納したとき。
- (6) 乙の本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年4月1日から10月31日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とする。
(損失補償)

第15条 甲は、前条（第2項を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第16条 乙は、第4条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第14条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、前項の規定により当該物件を返還する場合において、乙が原状に回復して返還しないときは、乙に代わって原状に回復することができる。

3 甲は、前項の規定により当該物件を原状に回復した場合は、乙にその費用を求償することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第17条 貸付期間中における必要費及び有益費は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、貸付期間満了又は甲が第14条の規定により本契約を解除した場合において、当該物件を返還するときに、必要費及び有益費が現存している場合であっても、甲に対しその償還請求をすることができない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の不還付)

第 19 条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

2 甲は、第 14 条第 3 項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

(法令の遵守)

第 20 条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第 22 条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、免除とする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第 24 条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏名 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機
登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3

「乙」 住所
氏名

仕様書

1 施設名及び設置場所

- (1) 施設名
中区役所〔堺市中区深井沢町2470番7〕
- (2) 設置場所
地下1階エレベーターホール（屋内）

2 自動販売機の仕様

- (1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）
幅1.25m以内、奥行0.90m以内とすること。
- (2) 種類及び取扱商品
設置する自動販売機は、紙おむつ及びおしりふき並びに紙コップ以外の方法により販売できる飲料とし、アルコール類は禁止する。
- (3) 販売価格
指定なし
- (4) 構造、機能
 - ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の自動販売機を設置すること。
 - イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。
 - ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。
 - エ ユニバーサルデザイン型の自動販売機の設置に努めること。
 - オ 電子マネー対応の自動販売機を設置すること。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 管理運営
 - ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとする。
 - イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。
 - ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
 - エ 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
 - オ 自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。
 - カ 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。
 - キ 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

(2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに、本市が指定する様式により報告すること。また、本市はこれを公表できるものとします。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得ること。

4 必要経費

(1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。

(2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。

(3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

施設別仕様書

施設名	中区役所		
所在地	堺市中区深井沢町2470番7	最低貸付料 (年額・税抜き)	18,000円
施設管理者	中区役所企画総務課	問い合わせ先	072-270-8181
設置場所	地下1階エレベーターホール前(屋内)	設置台数	1台
外形寸法 (設置可能寸法)	幅	奥行	施設内職員数 約300人
	1.25m以内	0.90m以内	
種類	おむつ、缶・ペットボトル等	主な利用者	来庁者・職員等
前年度設置事業者の売上実績 (年間)	—	販売価格	指定なし
特記事項	<p>※令和5年度の駐車場利用台数は約122,000台です。</p> <p>※当施設は、こどもから高齢者、障がい者(車椅子利用者含む)など幅広い方が利用されますので、ユニバーサルデザインについては、バリアフリー対応に努めてください。</p> <p>※隣接する場所に今回の公募対象外となっている飲料自動販売機が2台設置されており、今回の公募対象となっている軽食自動販売機を1台設置予定です。</p> <p>※当施設における令和7年度の閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までです。</p>		

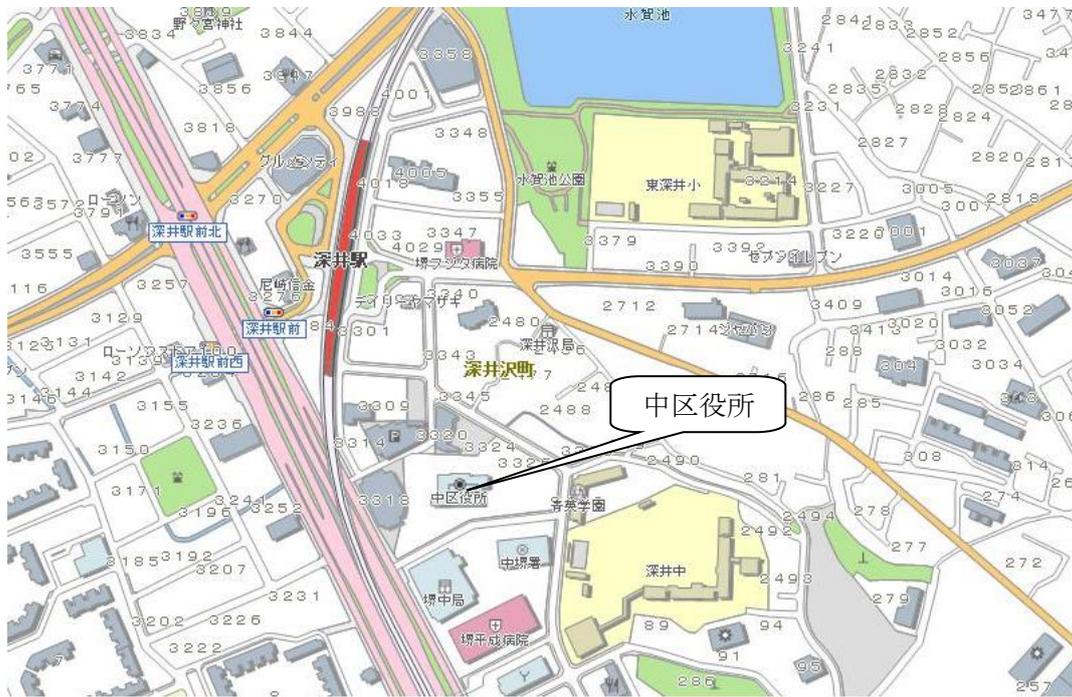
※設置場所の状況確認(前面スペース、電源の位置等)は、施設管理者に事前連絡のうえ、行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

施設名

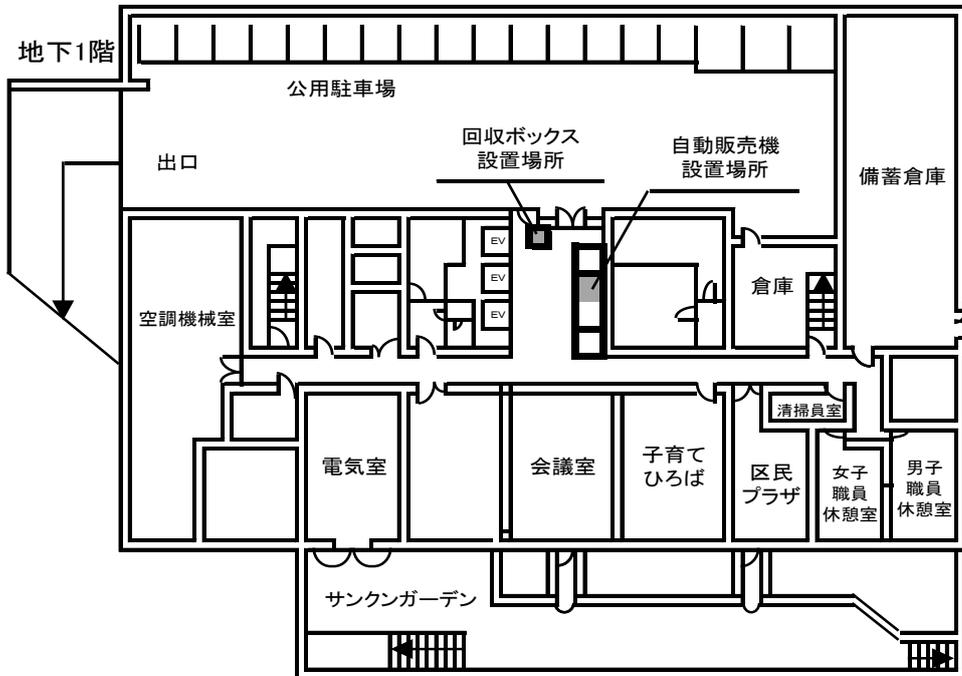
中区役所

施設案内図



(C)PASCO (C)Geo Technologies

自動販売機位置図



申込番号2関係

公有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 堺市（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

物件の表示	区分	貸付面積
中区役所 堺市中区深井沢町2470番7	土地・建物	m ²

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件を軽食（パン、菓子類）等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供してはならない。

3 乙は、当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

（貸付期間）

第4条 本契約の期間は、令和7年6月1日から令和10年3月31日までとする。

2 乙は貸付期間満了後、引き続き当該物件を借り受けようとするときは、貸付期間満了の6か月前までに甲と協議するものとする。甲が貸付の更新を行って支障がないと認めたときは、1回に限り契約を甲と締結することができる。

（貸付料）

第5条 当該物件の貸付料は、年額金 円とする。但し、初年度分（令和7年6月1日から令和8年3月31日まで。）に係る貸付料は、金 円とする。

2 甲は、物価の変動又は法令若しくは条例等の改廃その他の事情の変更により貸付料が不相当になったときは、前項に定める貸付料を改定することができる。

3 乙は、前項の改定により貸付料に差額が生じた場合は、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

4 第1項の貸付料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金 円（初年度分は、金 円）を含むものとする。

（貸付料の納入方法及び期限）

第6条 乙は、前条の貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入しなければならない。

（遅延利息）

第7条 乙は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に納入しなければならない。

（仕様書の遵守）

第8条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第10条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特に承認を受けたときは、この限りではない。

（物件保全義務）

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、当該物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合は、乙にその費用を求償することができる。

（実地調査等）

第12条 甲は次の各号に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第3条に定める使用目的等に関して、甲が必要と認めるとき
- (2) 第5条に定める貸付料の納付がないとき
- (3) 第9条又は第11条に定める義務に違反したとき
- (4) 第10条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (5) その他甲が必要と認めるとき

（違約金）

第13条 乙は、第3条、第9条、第10条及び第12条に規定する義務に違反したときは、第5条第1項の貸付料の3か月分に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (3) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置業者としてふさわしくないときと甲が判断したとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (5) 乙が貸付料を3ヶ月以上滞納したとき。
- (6) 乙の本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年4月1日から10月31日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とする。
(損失補償)

第15条 甲は、前条（第2項を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第16条 乙は、第4条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第14条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、前項の規定により当該物件を返還する場合において、乙が原状に回復して返還しないときは、乙に代わって原状に回復することができる。

3 甲は、前項の規定により当該物件を原状に回復した場合は、乙にその費用を求償することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第17条 貸付期間中における必要費及び有益費は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、貸付期間満了又は甲が第14条の規定により本契約を解除した場合において、当該物件を返還するときに、必要費及び有益費が現存している場合であっても、甲に対しその償還請求をすることができない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の不還付)

第 19 条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

2 甲は、第 14 条第 3 項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

(法令の遵守)

第 20 条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第 22 条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、免除とする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第 24 条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏名 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機
登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3

「乙」 住所
氏名

仕様書

1 施設名及び設置場所

- (1) 施設名
中区役所〔堺市中区深井沢町2470番7〕
- (2) 設置場所
地下1階エレベーターホール（屋内）

2 自動販売機の仕様

- (1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）
幅1.20m以内、奥行0.90m以内とすること。
- (2) 種類
設置する自動販売機は、軽食（パン、菓子類）等を同時に販売できるものとする。
- (3) 取扱商品
食品に限る。
- (4) 販売価格
指定なし
- (5) 構造、機能
 - ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の自動販売機を設置すること。
 - イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。
 - ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。
 - エ ユニバーサルデザイン型の自動販売機の設置に努めること。
 - オ 電子マネー対応の自動販売機の設置に努めること。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 管理運営
 - ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとする。
 - イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。
 - ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
 - エ 商品の搬入・搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
 - オ 自動販売機、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。
 - カ 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

(2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに、本市が指定する様式により報告すること。また、本市はこれを公表できるものとします。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得ること。

4 必要経費

(1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。

(2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。

(3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

施設別仕様書

施設名	中区役所		
所在地	堺市中区深井沢町2470番7	最低貸付料 (年額・税抜き)	18,000円
施設管理者	中区役所企画総務課	問い合わせ先	072-270-8181
設置場所	地下1階エレベーターホール前(屋内)	設置台数	1台
外形寸法 (設置可能寸法)	幅	奥行	施設内職員数 約300人
	1.20m以内	0.90m以内	
種類	軽食(パン・菓子類)等	主な利用者	来庁者・職員等
前年度設置事業者の売上実績 (年間)	—	販売価格	指定なし
特記事項	<p>※令和5年度の駐車場利用台数は約122,000台です。</p> <p>※当施設は、こどもから高齢者、障がい者(車椅子利用者含む)など幅広い方が利用されますので、ユニバーサルデザインについては、バリアフリー対応に努めてください。</p> <p>※隣接する場所に今回の公募対象外となっている飲料自動販売機が2台設置されており、今回の公募対象となっている飲料自動販売機を1台設置予定です。</p> <p>※当施設における令和7年度の閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までです。</p>		

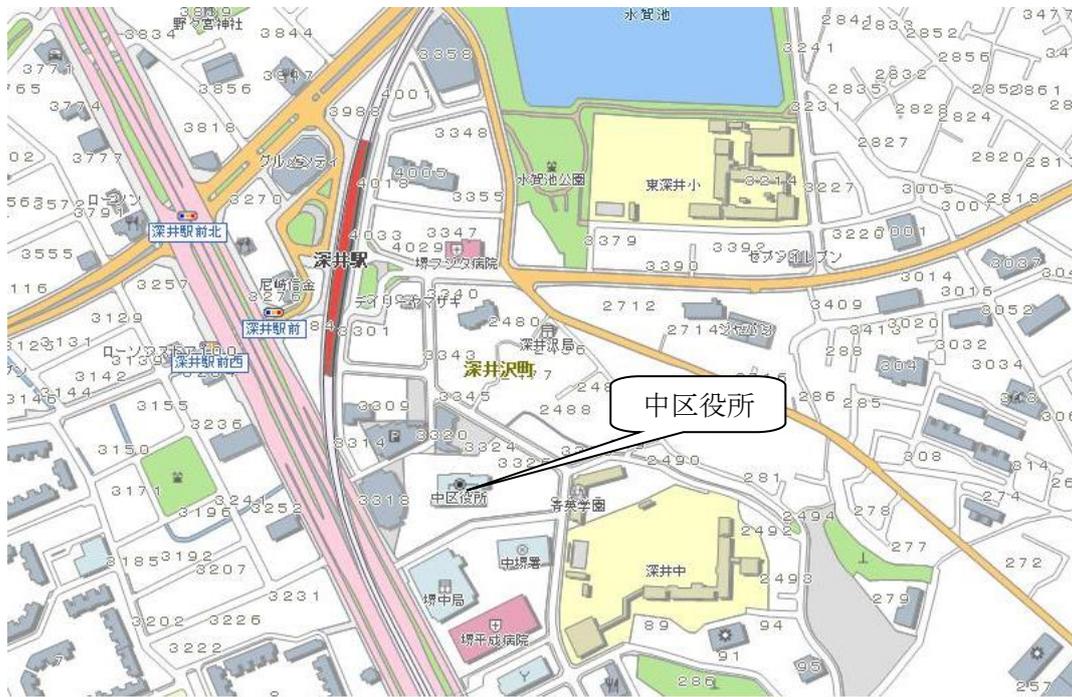
※設置場所の状況確認(前面スペース、電源の位置等)は、施設管理者に事前連絡のうえ、行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

施設名

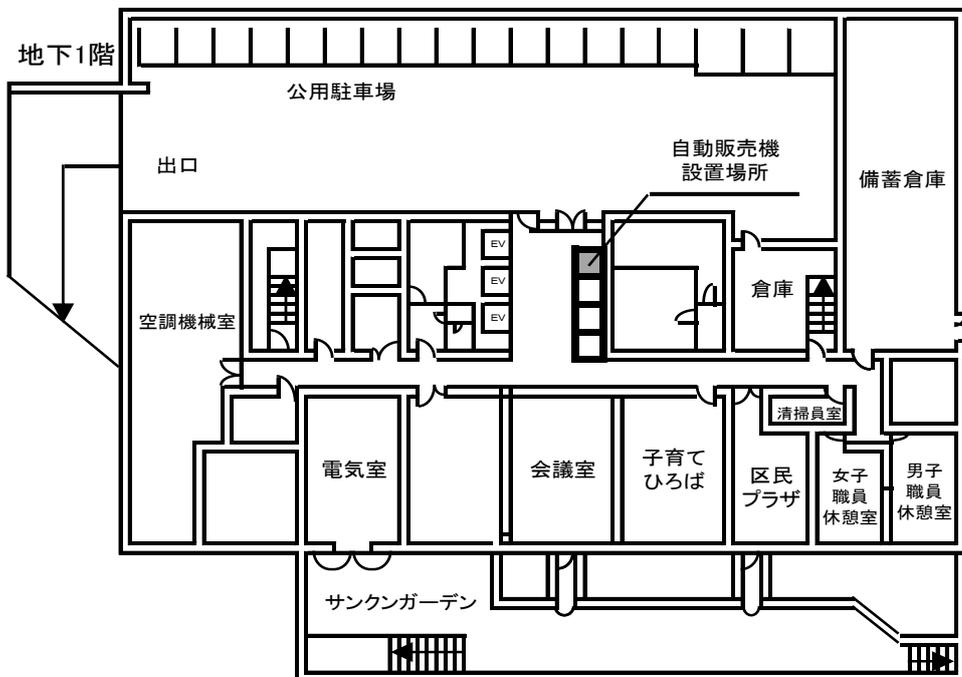
中区役所

施設案内図



(C)PASCO (C)Geo Technologies

自動販売機位置図



公有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 堺市（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

物件の表示	区分	貸付面積	摘要
中区役所 堺市中区深井沢町2470番7	土地	m ²	うち回収ボックス の面積 m ²

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件をアイスクリーム類及び氷菓自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供してはならない。

3 乙は、当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

（貸付期間）

第4条 本契約の期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

2 乙は貸付期間満了後、引き続き当該物件を借り受けようとするときは、貸付期間満了の6か月前までに甲と協議するものとする。甲が貸付の更新を行って支障がないと認めたときは、最長令和12年3月31日まで引き続き契約を甲と締結することができる。

（貸付料）

第5条 当該物件の貸付料は、年額金 円とする。但し、初年度分（令和7年6月1日から令和8年3月31日まで。）に係る貸付料は、金 円とする。

2 甲は、物価の変動又は法令若しくは条例等の改廃その他の事情の変更により貸付料が不相当になったときは、前項に定める貸付料を改定することができる。

3 乙は、前項の改定により貸付料に差額が生じた場合は、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

4 第1項の貸付料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金 円（初年度分は、金 円）を含むものとする。

（貸付料の納入方法及び期限）

第6条 乙は、前条の貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入しなければならない。

（遅延利息）

第7条 乙は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に納入しなければならない。

（仕様書の遵守）

第8条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第10条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特に承認を受けたときは、この限りではない。

（物件保全義務）

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、当該物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合は、乙にその費用を求償することができる。

（実地調査等）

第12条 甲は次の各号に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第3条に定める使用目的等に関して、甲が必要と認めるとき
- (2) 第5条に定める貸付料の納付がないとき
- (3) 第9条又は第11条に定める義務に違反したとき
- (4) 第10条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (5) その他甲が必要と認めるとき

（違約金）

第13条 乙は、第3条、第9条、第10条及び第12条に規定する義務に違反したときは、第5条第1項の貸付料の3か月分に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (3) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置業者としてふさわしくないときと甲が判断したとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (5) 乙が貸付料を3ヶ月以上滞納したとき。
- (6) 乙の本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年4月1日から10月31日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とする。
(損失補償)

第15条 甲は、前条（第2項を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第16条 乙は、第4条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第14条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、前項の規定により当該物件を返還する場合において、乙が原状に回復して返還しないときは、乙に代わって原状に回復することができる。

3 甲は、前項の規定により当該物件を原状に回復した場合は、乙にその費用を求償することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第17条 貸付期間中における必要費及び有益費は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、貸付期間満了又は甲が第14条の規定により本契約を解除した場合において、当該物件を返還するときに、必要費及び有益費が現存している場合であっても、甲に対しその償還請求をすることができない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の不還付)

第 19 条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

2 甲は、第 14 条第 3 項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

(法令の遵守)

第 20 条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第 22 条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、免除とする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第 24 条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏名 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機
登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3

「乙」 住所
氏名

仕様書

1 施設名及び設置場所

- (1) 施設名
中区役所〔堺市中区深井沢町2470番7〕
- (2) 設置場所
庁舎東玄関前（屋外）

2 自動販売機の仕様

- (1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）
幅1.20m以内、奥行0.90m以内とすること。
- (2) 種類及び取扱商品
設置する自動販売機は、アイスクリーム類及び氷菓を販売できるものとする。
- (3) 販売価格
指定なし
- (4) 構造、機能
 - ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の自動販売機を設置すること。
 - イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。
 - ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。
 - エ ユニバーサルデザイン型の自動販売機の設置に努めること。
 - オ 電子マネー対応の自動販売機の設置に努めること。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 管理運営
 - ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとする。
 - イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。
 - ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
 - エ 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
 - オ 自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。
 - カ 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。
 - キ 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。
- (2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに、本市が指定する様式により報告すること。また、本市はこれを公表できるものとします。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得ること。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。
- (2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。
- (3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

施設別仕様書

施設名	中区役所			
所在地	堺市中区深井沢町2470番7	最低貸付料 (年額・税抜き)	16,000円	
施設管理者	中区役所企画総務課	問い合わせ先	072-270-8181	
設置場所	庁舎東玄関前(屋外)		設置台数	1台
外形寸法 (設置可能寸法)	幅	奥行	施設内職員数	約300人
	1.20m以内	0.90m以内		
種類	アイスクリーム類及び氷菓		主な利用者	来庁者・職員等
前年度設置事業者の売上実績 (年間)	—		販売価格	指定なし
特記事項	<p>※令和5年度の駐車場利用台数は約122,000台です。</p> <p>※当施設は、こどもから高齢者、障がい者(車椅子利用者含む)など幅広い方が利用されますので、ユニバーサルデザインについては、バリアフリー対応に努めてください。</p> <p>※隣接する場所に今回の公募対象外となっている飲料自動販売機が1台設置されています。</p> <p>※当施設における令和7年度の閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までです。</p>			

※設置場所の状況確認(前面スペース、電源の位置等)は、施設管理者に事前連絡のうえ、行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

公募に関する問い合わせ先

〒599-8236

堺市中区深井沢町2470番地7

堺市 中区役所 企画総務課

【電話番号】072-270-8181 (直通)

【ファックス番号】072-270-8101

【メールアドレス】nakakiso@city.sakai.lg.jp